

## 「全国通訳案内士の為の確定申告研修」

2019年11月20日（水） JGA 第一支部研修報告

11月20日（水、13:30～16:30）標記の研修が港区立港勤労福祉会館にて行われました。会員26名、非会員2名、委員2名の合計30名が参加しました。遠く大阪から参加した会員もおられました。

講師は世田谷税経センター青木輝光税理士で、前半の90分の講義でまず、1月1日から12月31日までの収入・経費等の確定申告書の提出をすること、次に白色申告と青色申告の違いで、特に青色申告の詳細な説明がありました。例えば、青色申告者になるには「青色申告承認申請書」を前もって提出することが必要。特別控除では正規の記帳による控除は65万円、簡易な記帳は10万の控除があること。白色申告は収入金額や必要経費に関する事項を記載すればよく定まった帳簿はないが、青色申告は簡易帳簿として①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳があること。



次に、通訳案内士の主な収入は①事業収入、②給与収入、③不動産収入、④年金収入ですがそれぞれの所得の合計額から各種所得控除を差し引いた額に税率を掛ければ所得税が算出されます。所得控除には①雑損控除、②医療費控除、③社会保険料控除等があります。

必要経費の説明もありました。それには、「研修費」、「調査費」（下見費用）、新聞等の「新聞・図書費」、会費等の「諸会費」、スーツ・靴は「消耗品」等に分類されます。例えば、自動車は減価償却計算を行います。減価償却資産の耐用年数表、償却率により経費算入額を計算します。

消費税の話もありました。今年10月から税率が10%に引き上げられました。さらに2023年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。現在、売上高が一千万円以下の事業者は消費税の申告義務がありません。ところがインボイス制度になると、取引の相手方は消費税が控除される課税業者からしかサービスの提供を受けません。そうしないと消費税負担が増加するからです。そこで、事業者は税務署に消費税課税業者の届け出をして課税業者番号を取得します。そうしなければ取引は断られ業界から排除されるから、という説明もありました。

知っておいて良い事項として、①配偶者の所得が38万円を超えた場合は、配偶者控除の適用は無くなるが、所得85万円までは配偶者特別控除が満額（38万円）の適用と

なる。②パート収入 100 万円超から住民税が発生し、健康保険・公的年金保険はパート収入 130 万円以上から加入が強制される、等がありました。



後半の 80 分は参加者からの質問を受けました。普段、気になりながらもなかなか相談の機会が無く、今回は良い機会と捉えた参加者が多く業務上の質問も多岐に渡り熱心な質疑応答が繰り返されました。内容を挙げますと、①各種研修・学校等の受講料、②調査費（下見、交通費、宿泊費、入場料）、③パソコンの購入費・携帯電話代、④服装の購入費、⑤自宅事務所（家賃、光熱費）、⑥夫の扶養以内で仕事をしたい、⑦立替金の処理、⑧給与と報酬の両方の所得がある、等様々な質問が出され、返答がなされると、さらにその関連質問が出る、ということで質問者は納得のいくまで質問が出来たようでした。用意された 80 分が瞬く間に過ぎてしまいました。参加者からは、「今まで気にかけていたことが理解できてよかった。」「税は面倒くさく、分かりにくいと思っていたが、そうでもないようだ。」といった、感想が聞かれました。